

〈特集論文〉

## 「社会福祉であるがゆえ」の研究と倫理の再考

梓川 一\*

\*静岡英和学院大学

## Reconsideration of Research and Ethics “Because it is social welfare”

Hajime Azusagawa \*

\* Shizuoka Eiwa Gakuin University

キーワード

実践

practice

価値

value

倫理

ethic

連携

cooperation

存在

existence

## I. 社会福祉を取り巻く社会環境の変容

地域共生社会の実現は、今日的なテーマになっている。個人が自分らしい生活を営むことができるためには、地域社会において自他尊重・相互支援が浸透する生活環境を構築することが、この基盤になる。自分らしい生活ができること、共生社会を実現していくこと、これらはそれぞれ個人が主体者となり、すべての人々が地域社会においてノーマルな生活を実現するための社会創造でもある。

社会福祉とは、住民・当事者の多様な方々の共生を、個人と環境の関係の調整から支援する実践であり、学問である<sup>注1)</sup>。社会福祉は、多様な個人の生活や人生に向き合い、支援することから、高齢者福祉、障害者福祉、子ども家庭福祉、医療保健福祉など多様な領域がある。社会福祉の専門職であるソーシャルワーカーと専門機関は、各領域のスペシャリストであるとともに、全領域を基盤として総合的に実践ができるジェネラリストとしても、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築に取り組む。時代や社会のニーズは際限なく多様化していることから、今後ますます社会福祉の領域、専門性の範疇も多様化・拡大化する傾向にある。

社会福祉を取り巻く環境や実情は、深刻化・複雑化の様相も呈している。こうした状況に、多職種・多機関の連携を通じて、多様な専門性が有機的に統合化する必要もある。各専門領域の実践と研究には各倫理の規定・指針があるが、今後はそれぞれの場面や状況における倫理の規定、さらには多様な各専門領域をつなぎ合わせる・統合化される倫理の規定も必要になるだろう。

## II. 社会福祉研究の固有性～社会福祉の実践と研究が向き合う一人の人間の存在～

## 1. 社会福祉実践から社会福祉研究へ

ソーシャルワークは、個人の生活や人生における相談援助を実践する。例えば、「個人と家族の生活の各ステージとプロセスの状況に応じて、具体的に適切な社会福祉サービスを提供し、支援する」「専門的な知識と技術をもって、多職種が連携し、包括的に個人の生活を支援する」「個人を一人の生活者と捉え、生活の全体から捉える視点をもって支援する」「地域社会において自他の共生関係を築くことができるように支援する」「地域社会の多様な社会資源を活用し、社会環境と調和を図りつつ、ノーマ

ルな生活を営むことができるように支援する」「豊かな人間観と倫理観をもって、生命・人格・人権・尊厳を尊重し、支援する」など、これらは社会福祉の実践である。

すべての人々にはそれぞれに、一人の生活者として多様な生活の背景と豊かな人生の歩みがある。そして、生活上の困難や生きることの悩みを抱えることもある。ソーシャルワーカーは、こうした個人の生活や人生に真摯に向き合い、「個人」と「個人を取り巻く環境」そして「両者の関係性」に介入・調整し、支援する。しかし、ソーシャルワーカーが、クライアントを支え続ける中で、「この支援の方法や方向性は、これでいいのか」「今の二者の関係性は、これでいいのか」と迷い・揺れることもあり、自問を繰り返すこともある。尾崎は、社会福祉実践に関わる人々の動揺、葛藤、不安、挫折感などの総称を「ゆらぎ」<sup>1)</sup>として、「社会福祉は『ゆらぎ』に直面することから出発する実践である」<sup>2)</sup>という。ソーシャルワーカーは、多様性・個別性が豊かな当事者に向き合うとき、自らの専門性や実践の意味・本質に不安や疑問を抱えることもある。

こうした社会福祉実践を探求する途上で、社会福祉研究は力添えをしてくれる。社会福祉研究は、不確実な状況に揺れる実践がこれから歩む道を明るく照らし、勇気をもって振り返る・再考するチャンスを与え、ときに指南する。ソーシャルワーカーが、迷い・揺れながらも目の前のクライアントへの実践を続けていくためには、刻々と変わる状況に対応できる実践力の体得が必要である。加えて、このときにこそ、対人援助の「本質の探究」が、実践の意味づけと人間としての生の再実感を促すのである。こうして専門職と研究者は、実践と研究を協働するプロセスを通して、実践と研究の相補・相互関係を認め合うことで、社会福祉の実践と研究における倫理を主体的に意識することができる。

## 2. 実践に基づく社会福祉研究～価値と人間観を基盤とする研究から倫理の意識を育む～

社会福祉は、実践の学問であり、実践に基づく学問である。社会福祉の研究者は、実践の学問としての社会福祉学の固有性・独自性を再考すべきである。

研究のバックグラウンドには、多様な生活者・当事者・人間が存在している。この存在という重い事実・現実を正面から受け止め、社会福祉研究の目的と意味を自問し続けるのである。これは協力者に対する社会的・人間的な責任でもある。

社会福祉には、科学や学問では捉えることができない側面がある。一人の個人の生活や人生には、一人の個人である専門職にはどうしても答えや成果を明らかにすることができない場面や状況もある。むしろ、ソーシャルワークは、答えのない状況下での実践でもある。ソーシャルワーカーは、こうした状況に居続けながら、それでもなお、目の前のクライアント（一人の人間）への支援を続けるのである。この支援の関係性には、人間と人間が存在している。そこには人間の価値があり、人間同士の相互支援の関係性があり、ゆえに、互いが「今を生きている」「生の真の意味を生きている」<sup>3)</sup> ことを感じていくことができる。ここに社会福祉実践の意味がある。

社会福祉研究から価値と主観性を排除することで、研究データに科学的・客観的な信憑性を確保すべきであるとする考え方もある<sup>4)</sup>。確かに、対人援助の実践を科学性と学問領域から捉え直し、方法論の開発とともに、多様性と個別性にも対応できうる普遍性を追究することは重要である。秋山は、「事実の客観化認識」は学問の一つの使命であるとした上で、クライアントや彼の価値の問題にどのように働きかけていくかは、ソーシャルワーカーの主体的な価値判断であるとする<sup>5)</sup>。

社会福祉研究に価値と主観性を取り入れることで、研究の質の低下、科学性の不確かさを招くのであろうか。これからの地域共生社会の実現には、多様性の中の個別性と独自性を尊重し、その支援と対応も要求される。社会福祉実践が揺れるとき、ここに人間的な生、真に生きる人間性を引き受ける研究、つまり、「実践に寄り添う研究」が求められる。科学的・客観的に分析をしつつも、研究者自身の内面において人間の存在と価値を実感・体感できる感性があるならば、当事者（クライアント）を一人の人間として受け入れていくのであろう。人間性や人間の価値を排除した研究は、人間の存在を排除した研究にもなる。社会福祉の研究者は、「実践に基づく

研究」を探求し、その研究が人間の存在と価値を基盤とする限り、研究者はその内面で研究倫理を意識することができる。

このように実践の学問としての社会福祉は、「人と人が関係に生きる」「一人の人間が今ここに生きる」ことを誠実に汲みとり、ソーシャルワーカーはこの状況に身を置き続けるのである。一人の人間(他者)と同じ空間に留まる専門職の一つ一つの実践の内実には、一人の人間(他者)と一人の人間(自己)の価値の認識と判断がある<sup>6)</sup>。社会福祉の実践は、実生活をする二人の人(当事者)と人(専門職)の協働から創り出される。ソーシャルワーカーは、向き合う「他者の価値」と「自らの価値」の双方を頭・心・体で感じとり・認識し、そして実践する。すなわち、この実践の基盤には、一人の専門職としての人間観と倫理観、そしてなによりも、一人の人間としての人間観と倫理観がある。

社会福祉研究にも、「研究の対象となる人」と「研究をする人」という二人の人間が存在している。彼らは、価値と主観性をもった存在である。ゆえに、研究プロセスにおいて人間の存在や生きることの意味を追究するのであり、研究者自身も一人の人間であることを再自覚・再認識するのであり、そして価値と主観性の必要性を実感するだろう。これらのことを、研究者は協力者から教わるのである。ここに研究者は、協力者という一人の人間の尊厳と研究倫理の重みを深く意識しなければならないのであり、協力者となる一人の人間の存在とその協力する姿を「我が事」として主体的に受け入れていく責任がある。

### Ⅲ. 研究者が主体的に研究倫理を意識する必要性

#### 1. 研究を後退させる要因の再考

過去には、戦争の影で非人道的な人体実験を行うなど、人間の尊厳を著しく排除する闇の時代があった。「ニュルンベルグ綱領(1947)」「ヘルシンキ宣言(1964)」は、研究の協力者の人権の尊重、インフォームド・コンセントによる本人の自由意思に基づく同意・本人の納得に基づく同意、自己決定の尊重を基盤として、目の前の一人の人間を当たり前

人間として捉え、人間の尊厳の全人的回復と人間の存在の重さを人類・世界に唱えた。

「臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省)」(平成20年改正)の基本的考え方には、「人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から臨床研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定める」とあり、一人の人間に向き合う臨床の場面にこそ、人間が人間であるがゆえに遵守すべきことがあると強調する。

社会福祉研究の歴史は、まだまだ浅い。近年においては他学問領域に追随しようと、社会福祉研究を推し進めてきた。岡本は、20世紀初頭からソーシャルワークの科学的根拠として諸科学の法則や成果を導入し、援用してきたことにより、ソーシャルワークの立場性や役割が不明確となり、根本的な存在意義が問われる状況にあることを「科学的展開の功罪」<sup>7)</sup>として語気を強める。実践から乖離して独り歩きする研究も散見されることに危惧することがある。例えば、「研究の世界に傾倒する」「研究成果を一途に求める」「研究業績を積みあげる」「教員採用や昇進の人事のために研究する」「社会的な地位・名誉や権威に心を奪われる」「研究倫理の規定や指針を形式的に遵守する」「自己利益のために研究する」などを挙げてみたが、これらは、研究の世界の日常であり得ることではないだろうか。仮に、研究者たちが、研究倫理を受身的に遵守するのであれば、研究倫理規定はいずれ形骸化するだろう。

ここで研究者に、「今一度、過去の歴史を振り返る」「研究者としての自己に改めて向き合い、自己を見つめ直す」「自らの日常の研究現場・環境を見直す」ことを求めたい。研究者は、自らの内面で、研究の各プロセスにおいて、常に主体的に研究倫理を意識して行動すべきなのである。

#### 2. 研究協力者という一人の人間の存在

そもそも、研究者が研究協力を依頼するのである。それゆえに、研究者と協力者の関係性は対等なのであり、相互支援の関係にあるはずなのである。社会福祉における研究や調査の協力者は、生活上の困難や心身に事情を抱えていたり、自立した生活が困難な状況であったり、生活支援を受けているケースも

多い。日頃、社会生活上で支援を受ける立場にあれば、社会に負い目を感じることもあるかもしれないし、社会や人々の役に立ちたい思いももつかもしれない。

こうした心理の状態や立場に置かれた協力者は、研究者から研究調査に関するインフォームド・コンセントを受けたとしても、それら情報と説明に納得ができない場合には、心理的な余裕はなくなり、依頼を拒否する自己選択・自己決定は難しくなり、知らぬ間に弱い立場になっていく。この時点で、すでに研究者と協力者は対等な関係ではなくなり、研究者の要求を受け入れざるを得ないままに、人権・権利の侵害が起きるおそれもある。

研究者としての認識と自覚、協力者への配慮として、以下の点を挙げたい。

第一に、三つの自覚をもつことである。研究者は、「研究とは何か」「研究者とは何か」「研究者である自分」を自問し、自ら自覚を促すことである。

第二に、インフォームド・コンセントを捉え直すことである。研究者は、研究テーマ・研究計画を設定し、研究を始める前段階において、協力者の心理や立場を汲みとり、協力者にとって十分な説明と情報提供をする。協力者の納得に基づく同意が重要である。インフォームド・コンセントが研究成果を達成するための目的・手段であれば、それは研究者にとって都合のよい手続きになる。上述のように、そもそも研究者と協力者は対等なのである。研究者と協力者が対峙するようなそれぞれの側を取っ払い、相互支援の関係性から協力者の自己決定を尊重できることが、研究倫理に通じる。

第三に、協力者の権利・人権を擁護することである。研究ができるためには、協力者の協力・支援が不可欠である。協力者の存在や人権を尊重するためには、研究者には、協力者の立場や心理を汲みとろうとする人間観と倫理観が必要である。ただ、研究者が協力者と向き合う場面で、協力者の心理状態を丁寧に敏感に汲みとるためには、心理専門職などの第三者的立場にあるオブザーバーの存在も必要であろう。

### 3. ソーシャルワーク倫理綱領にみる研究倫理

日本ソーシャルワーカー協会が表明する倫理綱領は、社会福祉の専門職および研究者にとっての倫理基盤であり、専門職団体であることの自己証明であるとともに、社会的承認を得るという目的と意義もある。

原理として、「人間の尊厳」「人権」「社会正義」「集団的責任」「多様性の尊重」「全人的存在」を掲げる。さらに4つの倫理基準には「クライアントに対する倫理責任」があり、「クライアントの利益の尊重」「受容」「説明責任」「クライアントの自己決定の尊重」などを明言する。「専門職の倫理責任」には調査・研究の項目を挙げて、「社会福祉士は、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する」としている。

社会福祉士の行動規範の「調査研究」の項目には、「調査・研究を行うにあたっては、その目的、内容、方法などを明らかにし、クライアントを含む研究対象の不利益にならないように、最大限の倫理的配慮を行わなければならない」「社会福祉士は、調査・研究の対象者とその関係者の人権に最大限の配慮をしなければならない」とある。実践を通じて研究に展開する上での倫理的配慮と責任を明らかにし、倫理性に基づく行動レベルを具体化する。このように倫理綱領の内容は、研究倫理に通じている。

### 4. 社会福祉領域の学会および協会の研究倫理と共通基盤

社会福祉領域の各学会および各協会は、研究の協力者に対する倫理の原理・原則、専門職および研究者の倫理と行動基準を明記している。以下の3点に着目したい。

#### 1) 研究倫理の規定および指針の目的

研究倫理の規程および指針には、「研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すこと」<sup>注2)</sup><sup>注3)</sup>「保健医療分野における社会福祉に関する調査研究を実施する際の行動基準および判断基準を明確にするため」<sup>注4)</sup>「介護福祉実践の理論的・実践的向上を目指して行う研究活動について、その研究倫理のあり方を示すもの」<sup>注5)</sup>とする明解な目

的がある。

## 2) 研究倫理に関する基本原則

研究者は、自覚をもって倫理規定を遵守すべきであることが明記されている。研究活動において、「良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない」<sup>注2)</sup><sup>注3)</sup>「社会に対する責任と義務を自覚し、研究目的および研究方法、研究結果に倫理性を確保しなければならない」<sup>注5)</sup>「…良識と職業倫理が求められることを自覚し」<sup>注4)</sup>なければならないとして、研究倫理規定を受身的に与えられて行動するのではなく、研究者一人ひとりの内面に研究倫理をおくべきであると訴える。

## 3) 研究協力者に対する研究倫理

各規定・指針は、研究の協力者に向けての配慮内容を明記している。

第一に、インフォームド・コンセントである。「研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究の実施に同意を得なければならない」<sup>注2)</sup>「研究計画の活動の実施にあたって、研究対象者は事前に研究者からインフォームド・コンセント（十分な説明を行い、同意を得る）を受けた上で実施される」<sup>注5)</sup>とある。さらに、インフォームド・コンセントにおける協力者への具体的な配慮内容が示される。「自らの意思によって調査・研究の参加・拒否を決定することができる」<sup>注4)</sup>「研究協力者は、一旦同意・承諾した後いつでも取り消すことができる」<sup>注4)</sup>「事前に研究の目的・内容・予想される結果などについて説明を行う」<sup>注4)</sup>「研究協力者の理解力に応じたわかりやすい言葉で説明する」<sup>注3)</sup><sup>注6)</sup>「研究者は、研究協力者の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない」<sup>注3)</sup><sup>注6)</sup>のである。

これらは協力者の意思決定の尊重に関する内容でもあり、意思決定ができるための前提条件として整理ができる<sup>8)</sup>。①複数の選択肢があること：自由意思による参加の表明だけでなく、拒否あるいは取り消しができる。②判断できる時間があること：時間に制約されずに、本人の自由意思で選択・決定ができる。③納得できる説明と情報があること：協力者本人の心的・人間関係の状況を汲みとり、本人が意思決定できるためのわかりやすい説明・情報が提供される。④良き理解者がいること：協力者は、圧

力やストレスがない環境や状況にいる。このように協力者の心理・立場性が尊重されて、協力者にはあらゆる損失・損害がないこと、そのおそれがないことである。

第二に、差別に関わる内容の禁止である。各研究倫理規程には、「差別的表現とされる用語や社会的に不適切と判断される恐れのある用語に関して理解を深めなければならない」<sup>注4)</sup>「対象者に人権の侵害や差別を助長するおそれのあること、あるいは社会通念や法に抵触するおそれのあるものは取り上げるべきではない」<sup>注5)</sup>「不必要な人権侵害・差別が起こらないように配慮しなければならない」<sup>注5)</sup>の具体的内容が示される。つまり、「①差別に関わる内容を研究し、敏感に反応ができる。②社会から偏見・差別・排除をなくす」ことから、協力者の人権を尊重することが、社会福祉の専門職と研究者の使命である。

## IV. これからの社会福祉における研究倫理

### 1. 「研究者を支援する環境・体制」の構築

専門職も、実践に悩むことがある。同僚の専門職に相談をしても、上司のスーパーバイズを受けたとしても、悩みが続くこともある。

研究者も、研究に悩むことがある。研究の組織・チーム・共同研究の事情もあり、多様な人間関係においても、悩みが続くこともある。

専門職も研究者も、協力者・当事者と同じ一人の人間であり、解決できない立場や状況に置かれ、悩むこともある。彼らの悩みが、実践倫理や研究倫理を逸脱する一つの要因であるならば、彼らを支援する必要がある。

社会福祉研究の環境と関係性を見直すことである。研究の組織・現場の現状・実情そして研究者の立場・心身の状況を汲みとり、研究組織・現場の研究者メンバーが、社会福祉研究の社会的な意義と責任について共通認識をもち、自らが所属する環境の改善・整備に取り組むことである。これは、社会福祉の実践と研究の環境におけるソーシャル・アクションである。

研究者に心的な落ち着きと自己認識ができれば、第一に、研究者と協力者が分かち合い、互いの立場

や存在を尊重し合い、対等な関係も構築される。第二に、実践と研究が協働できる環境と体制の構築につながる。専門職と研究者のそれぞれが所属する環境の整備により、両者が納得に基づいて主体的・自主的に研究倫理を取り入れ、研究を進めることができる。これらは協力者の尊重につながる。

## 2. 社会福祉の「実践と研究の協働体制」の構築

社会福祉研究の基盤には、実践がある。社会福祉研究には、尊厳ある人間が直接的・間接的にも関わっている。研究からも窺える当事者（クライアント）の人間としての生と存在を汲みとり、常に研究倫理を意識して研究を進めなければならない。

社会福祉の実践と研究は、相互に行き来できる相補関係であることが望まれる。実践において当事者（クライアント）とソーシャルワーカーとの協働の歩みができるために、その実践の後ろ盾として研究が支えるのである。社会福祉の領域において実践と研究の相補関係をシステム化できるように、社会福祉の実践と研究の協働体制を構築する必要がある。

## 3. 多職種連携に基づく「総合的な研究倫理」の構築

社会福祉の領域だけで、対人援助は達成できない。各専門職と各専門性、多職種の専門領域が連携し、総合的・包括的な支援体制を構築することである。各専門領域がそれぞれに保持する倫理や価値を相互に認識し合い、それぞれの実践と研究に共通する倫理の本質・基盤を探っていくことである。

このように社会福祉の観点から捉える研究と研究倫理は、他専門領域の他専門職とともに発展することが肝要である。そこには、今後、総合的・相互的な研究倫理、多様な専門領域間に通じ合う連携を前提とする研究倫理が求められる。

## 4. 研究者に求める「真摯と誠実な姿勢」

研究は、豊かな好奇心と自由なこだわりから生まれてくるだろう。個の世界から芽生えてくる研究が、その後に社会や人々への貢献として結実するならば、恵まれて幸せなことだろう。

一方で、自己利益のための独りよがりな研究に、

どのような意味があるだろうか。研究者が、研究倫理によって枠組み・規制下に置かれるために研究がしづらくなると解釈するならば、本末転倒である。一つの研究が社会的承認を得る過程には、同じく他者である人々に対する社会的責任が伴う。倫理綱領や研究倫理規定が明文化する「実践の倫理」「研究の倫理」を遵守することは、社会人として、専門職・研究者として、社会的責任を全うすることである。

「社会福祉であるがゆえ」の研究と研究倫理について、研究者は「我が事」として再考すべきである。第一に、なぜ研究倫理が必要であるのかについて、研究の歴史から見つめ直すことである。第二に、自らの研究の社会的意義、研究が果たすべき社会的責任を再認識することである。第三に、初心に立ち返り、研究者が研究者自身に向き合うことである。つまり、研究者には、真摯さと誠実さが求められる。

## 【利益相反】

利益相反はありません。

## 【注釈】

- ・ソーシャルワークのグローバル定義には、「ソーシャルワークは、……、実践に基づいた専門職であり学問である。…。」<sup>註1)</sup>とある。
- ・各倫理規定・指針については、「一般社団法人日本社会福祉学会 研究倫理規程」<sup>註2)</sup>、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」<sup>註3)</sup>、「公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 調査研究倫理指針」<sup>註4)</sup>、「日本介護福祉学会 研究倫理指針」<sup>註5)</sup>、「研究倫理ガイドライン 組織・運営 ガイドライン」<sup>註6)</sup>から引用する。

## 【引用文献】

- 1) 尾崎新：「ゆらぐ」ことのできる力－ゆらぎと社会福祉実践－， i， 誠信書房， 東京， 1999
- 2) 尾崎新：「ゆらぐ」ことのできる力－ゆらぎと社会福祉実践－， vi， 誠信書房， 東京， 1999
- 3) Milton Mayeroff: ON CARING, Harper & Row, publishers, Inc., New York, 1971 (田村真・向野宣之訳：ケアの本質：生きることの意味， 15， ゆみる出版， 東京， 1987)

- 4) 秋山智久：社会福祉実践論－方法原理・専門職・価値観－, 332, ミネルヴァ書房, 京都, 2000
- 5) 秋山智久：人間の幸福と不幸－社会福祉の視点より－, 秋山智久・高田真治編著：社会福祉の思想と人間観, 23, ミネルヴァ書房, 京都, 1999
- 6) 秋山智久：社会福祉実践論－方法原理・専門職・価値観－, 333, ミネルヴァ書房, 京都, 2000
- 7) 岡本民夫：ソーシャルワークにおける研究方法の課題, ソーシャルワーク研究, 相川書房, 25, 4, WINTER100, 13, 2000
- 8) 梓川一：自己決定の再考察, 大阪市立大学生活科学部 児童・家庭相談所紀要, 20: 65, 2003